## 令和4年10月募集 横浜市市営住宅等入居者選考審議会

令和4年8月23日(火) 午後3時30分から午後5時20分まで 横浜市会議事堂3階 多目的室

住 宅 部 長 定刻になりましたので、只今より、横浜市市営住宅等入居者 選考審議会を開会いたします。本日、進行を務めさせていただ きます、建築局住宅部長の足立です。どうぞよろしくお願いし ます。

> 皆様方におかれましては、本審議会の委員をお引き受けいた だきまして、改めてお礼を申し上げます。

> 会議の冒頭にあたりまして、いくつかご確認させていただきます。

本日お配りしております資料につきまして、次第、名簿、席次表、諮問文、右上に資料1-1から資料3と書かれた配付資料の他、「横浜市市営住宅等入居者選考審議会別冊資料」と書かれたフラットファイルがあるかどうか、ご確認ください。

フラットファイルには、市営住宅の概要、入居者募集の取組 みの変遷について、条例、規則、審議会規則及び、まだ未定稿 ですが、募集のしおりと書かれた各資料を収めております。そ ちらも含め不足する資料がございましたら、挙手をお願いしま す。

この別冊資料につきましては、議事進行の折に、随時ご参照 いただければと思います。また、会議終了後に事務局で回収さ せていただきますので、あらかじめご了承願います。

また、お手元に、委嘱状を置かせていただいておりますので、 ご確認をお願いします。本来ならば、委嘱式を執り行うところ ではございますが、限られたお時間の都合上、配付によって代 えさせていただきますことを、ご了承下さい。

次に、本審議会において議論・発言された内容については、 後日議事録を作成し、発言要旨と出席者名が記載された議事録 をホームページにて公開します。

そのため、議事録作成の都合上、レコーダーで記録させてい ただておりますことを、併せてご了承願います。

ここからは、次第に沿って議事を進めてまいります。

はじめに、建築局長の鵜澤より、ご挨拶申し上げます。

建 築 局 長 建築局長の鵜澤でございます。

この度は、本審議会の委員をお引き受けいただき、本日、ご 多忙の中、ご出席いただきましたことに、心より感謝を申し上 げます。

審議に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の第7波が猛威を振るって おり、終息が見通せない中、先行きが不透明な状況が続いてお ります。

そのような状況においてこそ、市営住宅は住宅セーフティーネットの根幹として、求められる役割も、今まで以上に重要なものとなっていると認識しております。

本日の審議会では、市営住宅の入居者募集に関して、令和4年 10月に予定しております募集の実施とその選考基準についてお諮りさせていただきます。

また、加えて、住民の高齢化が進む市営住宅では、住民の皆様が行う共益費の徴収や共用部分の管理が大きな負担になっており、よりよい市営住宅にしていくためにも、それらの課題にしっかり対応していく必要があります。

そのため、報告事項で「共益費の徴収方法等の見直しについて」 報告させていただきます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います ので、どうぞよろしくお願いします。 住 宅 部 長 本日は今年度最初の審議会となりますので、その位置づけな どについて確認させていきただき、併せて定足数の報告をさせ ていただきます。

まず、お手元の資料のうち、横浜市市営住宅等入居者選考審議会別冊資料をお開きいただき、「市営住宅条例」と書かれたインデックスの部分をご覧ください。

横浜市営住宅条例第 11 条の箇所に、青色の付せんをつけております。

本審議会は、条例第 11 条の規定に基づき、設置された附属機 関でございます。

次に、審議会規則と書かれたインデックスの部分をご覧くだ さい。

本審議会は、横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条 第1項に基づき招集され、市営住宅の入居者の公募を行う場合 及び選考する場合の具体的基準について、ご審議をいただくも のです。現在、会長が選出されていない状況ですので、横浜市 より招集させていただいている状況でございます。

ここで、定足数のご報告を行います。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条第3項の規 定により、審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くこ とができないこととされています。市営住宅課長よりご報告さ せていただきます。

市営住宅課長

はい、ご報告させていただきます。三輪委員は、諸事情によりズームでの出席となりますが、現時点で、全ての委員の方の ご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

住 宅 部 長 はい、ありがとうございます。

それでは、再び次第に戻らせていただき、「横浜市営住宅の概要」についてご説明させていただきます。お手元フラットファイルの中にある「概要」と書かれたインデックスの部分をご覧ください。

こちらも最初の審議会になりますのでご説明させていただくものですが、1の設置目的についてですが、横浜市営住宅は、公営住宅法や横浜市営住宅条例等に基づき、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供することを目的としています。

2の経緯ですが、昭和 23 年に横浜市庶民住宅使用条例が制定され、庶民住宅としてスタートしました。その後、昭和 26 年に公営住宅法が施行されたことに伴い、名称も市営住宅となったところです。また、平成8年の公営住宅法の改正を受け、平成9年度から借上型市営住宅が始まりました。

この間、時代ごとのニーズの変遷に伴い様々な施策が施されており、現在は平成30年2月に策定されました「横浜市住生活基本計画」に基づいた具体的な施策として、市営住宅における世代間ミックスの促進を進めております。

続いて、3の横浜市営住宅の管理戸数ですが、令和4年3月31日現在において、住宅数は280団地、総戸数は31,272戸となっております。他都市の状況につきましては、下の表をご確認ください。

最後に、4 今後の市営住宅のあり方についてですが、老朽化が進み、今後建替や大規模改修の時期を迎えることとなる市営住宅の効率的、効果的な再生を進めていくため、「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」を平成30年4月に策定したところです。

これを受けまして、今後は、住宅確保が困難な高齢者世帯を中心に対応しながら、再生の対象となる市営住宅約1万4千戸について、一部住宅における建替えの先行や更なる長寿命化等の実施により、建替え戸数を平準化することで、一時期に集中する建替えや仮移転対策に伴う財政負担等の軽減を図りながら、建替えを進めます。

フラットファイルから次第に戻っていただき、続きまして、 次第2 委員紹介に移ります。

本日は、今年度最初の審議会のため、委員及び幹事の紹介を させていただきます。お手元に配付しております名簿順にご紹 介いたします。

まずは、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

横浜市会建築・都市整備・道路委員会副委員長の、みわ委員でございます。

み わ 委 員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 同委員会委員の福地委員でございます。

福 地 委 員 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 同委員会委員の佐久間委員でございます。

佐 久 間 委 員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 同委員会委員の福島委員でございます。

福島 委員 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 同委員会委員の井上委員でございます。

井 上 委 員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会常務理事の田中委員で ございます。

田 中 委 員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科 教授の三輪委員で ございます。

三輪 委員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 弁護士の熊澤委員でございます。

熊 澤 委 員 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 愛知東邦大学人間健康学部人間健康学科 教授の西尾委員で ございます。

西尾 委員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 続いて、幹事を紹介します。 建築局長の鵜澤です。

建 築 局 長 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 住宅政策課長の松本です。

政 策 課 長 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 市営住宅課長の小野です。

市 営 住 宅 課 長 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 市営住宅課担当課長の小林です。

担 当 課 長 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 最後に、私、住宅部長 足立でございます。

よろしくお願いいたします。

次に、次第3 会長・副会長の選出を行います。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第3条第2項により、会長及び副会長につきましては、委員の互選により定めることとなっております。

事務局からのご提案といたしましては、会長を福地委員に、

副会長を、佐久間委員、福島委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

各 委 員 異議なし。

住 宅 部 長 それでは、会長は福地委員、副会長は佐久間委員及び福島委員にご就任いただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お手数ではございます が、お席のご移動をお願いいたします。

また、席のご移動に伴いまして、机も少し調整させていただきます。机の移動につきましては、市の職員が行いますので、 しばらくお待ちください。

## [各委員移動]

住 宅 部 長 お手数をおかけしました。ありがとうございます。

それでは、以降の審議につきましては、福地会長に進行をお 願いいたします。

福地会長、よろしくお願いします。

会 長 ご指名により、会長となりました、福地でございます。不慣れではございますが、佐久間副会長、福島副会長と共に進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、本日の傍聴の申し出について、事務局よりご報告を 求めます。

市 営 住 宅 課 長 はい、会長。

会 長 はい、市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 現時点では、傍聴の申し出はございません。

もし、今後、終了までの間に傍聴の申出があった場合は、議 事の進行に支障がないように傍聴していただくよう事務局に て対応させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 それでは、次第4 諮問の「令和4年10月横浜市営住宅入居 者募集の実施及び入居者選考基準について」事務局に説明を求 めます。

市 営 住 宅 課 長 はい。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 建築局市営住宅課長の小野でございます。それでは、諮問事

項について、ご説明させていただきます。

席次表の次のページとなります、5ページの諮問文をご覧ください。諮問事項は「令和4年10月横浜市営住宅入居者募集の 実施及び入居者選考基準について」の1件です。

今回募集する戸数は、1のとおり、646 戸です。募集する住宅の内訳と、2以降の内容については、次の説明資料で、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

ページをおめくりいただき、7ページの資料1-1「令和4年 10月 横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準に ついて」をご覧ください。

今回の募集総戸数は、646戸とさせていただきます。

- 「1 募集する住宅及び戸数」をご覧ください。
- 「(1) 募集における基本的な考え方」ですが、アの「募集戸数の算定」については、年間の退去戸数と同等程度から、災害による被災者への一時使用の対応分等を確保して算定の上、半期に分けて募集いたします。

イの「多世代居住の促進」としての子育て世帯への支援や、 ウの「入居ニーズへの対応」としての、(ア) 高齢者世帯、(イ) 単身者向けの支援につきましては、引き続き進めてまいりま す。

おめくりいただき、9ページをご覧ください。

ここからは、基本的な考え方に基づき、算定しました、募集 区分ごとの募集戸数について、ご説明させていただきます。

はじめに、(2)の「全市単位募集を行う住宅及び戸数」についてです。

アの全市単位の3階以上でエレベーター無しの区分の募集 戸数を25戸とし、イの全市単位の1、2階又はエレベーター付 きの区分の募集区分を47戸といたしました。

この2区分は、昨年度、令和3年10月募集から、それまで の全市単位の募集区分から分割したものです。

かねてより、高齢者を中心に足腰に自信がなく、エレベーターのない3階以上では生活が難しいとのお声をいただくことがあり、そのための分割をしたものです。

こちらは、横浜市による直接建設型の、空部屋が比較的多く 発生する大規模住宅を対象とし、備考欄にあるいずれかの住宅 への入居を希望される方への募集方法となっています。 単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけ ます。

続きまして、ウの「全市単位(事故住宅)」を、3戸募集します。こちらは直接建設型住宅であって、入居者が住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅となる事故住宅について、備考欄のいずれかの住宅への入居を希望する募集方法です。こちらも、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

次に、(3)の「行政区単位募集を行う住宅及び戸数」についてです。

エの「行政区単位」ですが、82 戸を募集します。こちらは、 行政区を指定したうえでの、横浜市による直接建設型の住宅で あって、床面積が60 ㎡未満の住宅となります。備考欄にある行 政区ごとの、いずれかの住宅への入居を希望される方への募集 方法となります。なお、一部の区につきましては、空き住戸の 関係などから、住宅単位募集のみ実施いたします。

単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけ ます。

それではページをおめくりいただきまして、次の 10 ページ をご覧ください。ここからは、(4) の「住宅単位募集を行う住 宅及び戸数」となります。

まず、オの「一般世帯向 60 ㎡以上」の募集区分ですが、143 戸を募集します。直接建設型及び、民間が建設した住宅を横浜市が市営住宅として借り上げました借上型の住宅であって、床面積が 60 ㎡以上の住宅について、世帯を対象に募集を行うものです。そのため、申込可能世帯は、一般世帯及び子育て世帯の方となりまして、単身者の方は申込みいただくことができません。

なお、募集する住宅の内訳につきましては、この後の 13、14 ページにお付けしました資料 1-2 に、募集区分ごとに、募集する住宅名と、その各住宅における募集戸数について、表(ひょう) 形式でまとめましたので、後程ご確認ください。

次は、カの「一般世帯向4部屋以上70㎡程度以上」の募集区分で、12戸を募集します。直接建設型住宅であって、4部屋以上の広めの住宅について、世帯を対象に募集を行う区分です。特に大人数の家族向住宅として募集するものです。こちらも、申込可能世帯は一般世帯及び子育て世帯の方となります。

次は、キの「一般世帯向 60 ㎡未満」の募集区分で、76 戸を 募集します。単身者の方も申込みが可能な区分になります。直 接建設型住宅で、床面積が 60 ㎡未満の住宅について、いずれの 世帯の方もお申込みいただける募集区分となっています。

次は、クの「子育て世帯専用」の募集区分で、29 戸を募集します。原則、直接建設型住宅で、駅徒歩圏内の比較的利便性の高い住宅を対象に、中学校卒業程度までのお子様がいらっしゃる、子育て世帯の方に限定して募集を行うものです。

一方、次のケは「子育て支援倍率優遇」を行う募集区分で、 57 戸を募集します。直接建設型住宅で、住宅に占める高齢化率 が高い、近くに小・中学校及び幼稚園・保育所等がある住宅に ついて、中学校卒業程度までのお子様がいる子育て世帯の方に は、20 倍の倍率優遇を行う区分です。

こちらは先ほどの「子育て世帯専用」の募集区分とは異なり、 いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分となってい ます。

次は、カの「特定目的住宅」の募集区分で、全部で164戸を募集します。内訳は備考欄にありますとおり、(ア)の「車いす用」住宅が3戸。(イ)の「高齢二人世帯向」住宅は、直接建設型住宅が14戸、借上型住宅が55戸で、あわせて69戸。(ウ)の「高齢単身者用」住宅は、直接建設型住宅が19戸、借上型住宅が68戸で、あわせて87戸。そして、(エ)の「単身者用住宅」が5戸となっています。

最後は、キの「事故住宅」の募集区分で、8戸を募集します。 入居者が住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅となる事故住 宅について、備考欄の住宅のいずれか1つを希望して申込みい ただく募集方法です。いずれの世帯の方もお申込みいただけま す。

次の、11ページをご覧ください。2の「募集日程」ですが、例年どおりですが、(1)の「申込書配付期間」を10月7日の金曜日から21日の金曜日までの約2週間、(2)の「受付期間」を10月12日の水曜日から21日の金曜日までの10日間といたします。また、(3)の「抽選会」につきましては、12月23日の金曜日に、関内ホール小ホールにて実施いたします。今回も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客で実施し、インターネット配信をいたします。

次に、3の「入居者資格判断基準日」ですが、受付最終日の 10月21日とさせていただき、この日で在住・在勤要件や収入 要件などを判断いたします。

次に、4の「空家入居候補者資格の有効期間」ですが、令和 5年9月30日までといたします。

最後に、参考として「募集の周知方法」ですが、これまでと同様、広報よこはまや記者発表、市内各所におけるポスターの掲示、募集のしおりの配架、ホームページへの掲載などにより、広く周知を図ってまいります。

諮問事項の説明は以上でございます。

参考資料として、今回の令和4年10月募集住宅一覧と、前回の令和4年4月 市営住宅応募状況表を、資料1-2、資料1-3として、13ページから16ページにお付けしましたので、後程、ご確認いただければと思います。

それでは、諮問事項につきまして、ご審議のほど、よろしく お願いいたします。

会 ・ 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

「令和4年 10 月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者 選考基準について」ご発言がありましたら、挙手をお願いいた します。

会 長 ○○委員。

> いくつかお尋ねしたいと思いますが、1 つは全市単位募集を 行う住宅及び戸数で、エレベーター無しとかエレベーター付き もしくは1・2階、これは新しく分布して設けられたと思いま すが、その辺の事情といいますか、今までそれら一緒の区分に なっていたために、当たってみたらエレベーターが無くて3階 だったり4階だったりということで辞退をされるケースが結 構あったのか、その辺の事情と一方でエレベーター無しですと 言われるわけですから、当然敬遠されるというか、それでもい いという方がやりやすくなるということはあるのでしょうけ れど、これから高齢化する中で本当はこういうところがむしろ 解消されていった方がいいのではないかと思います。

> 今回このあたりの背景事情と、今後出来れば3階以上はエレベーターを付けられるようにしていった方がいいかと思うのですけれど、その辺のことをご説明ください。

会 長 市営住宅課長。

市営住宅課長はい。ありがとうございます。

まず背景ですけれど、全市区分に申し込まれる方というの は、より緊急に住宅を必要とされる方が多い訳ですが、当たっ てみてやはり自分は足腰が悪くて当たったところが交替でき ないため、3階以上だった場合、ご辞退されるということが見 受けられました。実際に、1年前までの全市単位全体で募集し ていた時の辞退率は、それだけ総体的に多かったということは 実感しております。そういった方達のためにも、低層階もしく はエレベーターが必須であると考える方、かつ緊急にどうして も市営住宅に入りたいと考える方は、1・2階、もしくはエレ ベーターがある区分に申し込まれることによって、必ずそこの 部分は提供されます。まだ統計が出ていないですけど、辞退が 少し減ったのかなという感触はあります。一方で、世代を問わ ず、3階以上でもいいという足腰丈夫な方に申し込みをいただ いておりまして、去年の10月に初めてやった時には、倍率も1 倍を切って全員当選となったので、そういったニーズは図れた のではないかと考えております。1つ目のご質問については、 このような答えかと思います。

2つ目の質問につきましても、緊急に市営住宅に入居する方 について、そういったことをすることによって提供できること は良いかと思っておりますので、これからもデータを踏まえな がら更なる施策を考えていきたいと考えています。

3つ目の質問で3階以上もエレベーターを付けた方がいい ということにつきましては、小林課長からお答えさせていただ きます。

会 長 小林課長。

会

小 林 担 当 課 長 市営住宅課担当課長の小林でございます。先程市営住宅全体で 281 住宅あって、31,000 戸を超える住戸がありますが、古い住宅から横浜市の市営住宅の再生に関する基本的考え方というのが平成 30 年 3 月にできて、このうちの約 14,000 戸については順次建て替えや大規模リフォームを行ってまいります。この中で、エレベーター設置についても実施という形になります

長 他にご質問はございませんでしょうか。

のでよろしくお願いいたします。

11

会 長 ○○委員。

 ○ 委員ではこのことは、去年の秋が最初だったということですね。 まだ統計がはっきり出ていないけれど、傾向としては割とヒットしている部分ではないかなという感触を持っているということで、それはいいと思うのですが、今後の建て替え計画などによって3階以上でエレベーター無しという区分は解消されていくということでいいのかなというところはいかがでしょうか。

会 長 足立部長。

足 立 部 長 今、再生の考え方の中では昭和 56 年以前の 14,000 戸を対象 に再生をしていくこと、まずそこの範囲を対象としています。 その中では古くてエレベーターが無い、お風呂が無い、そうい ったものは建て替えをしていこうということになります。

> また、エレベーターが付いているものについては、もう少し 住戸改善をしながら延命化させようというところを考えてい ます。その他については順次建て替えをしていきたいと考えて おり、そのような中で再生対象の 14,000 戸分の範囲について は、そういった課題が解消されていくものだと考えています。

会 長 ○○委員。

○ 委員 そうすると、今まだ再生対象になっていない所については、 3階以上でエレベーター無しの所も一定残っていくということなのですね。

足 立 部 長 その通りです。

○ 委員 分かりました。それは工夫していただいて、全部リニューアルしなくても、外付けエレベーターみたいなものも今は土地があれば可能になっていると伺っていますので、もちろん各住宅によって条件は色々と違うでしょうけれど、全体として横浜市は高齢化していくわけですから、そこのところをぜひ配慮いただきたいなと思います。

続けまして、毎回申し上げているのですが、募集総戸数が今回 646 戸ということで、参考に付いている資料で、令和4年4月の実績・募集状況、既に倍率などが出ているものがあります。これですと半年前、令和4年4月の募集戸数が607に対して応募者が4,540人、倍率が7.5ということで、かなり倍率もバラッキがありますけれど、私は鶴見区選出なので毎度申し上げて

いる鶴見区などは、やはり住み慣れた所で住み続けたいという 思いで鶴見区を希望しても 90 倍とかなんです。本当にこれは 宝くじ位のつもりでなきゃならないという状態で、冒頭局長が 市営住宅の役割としてセーフティーネットとしての重要な役 割ということをおっしゃっていただいたので、その点は非常に 心強く思っているのですが、こういう現状ですと自分の所にこ だわりなくしたとしても7.5倍、何千人も溢れてしまう状況で は、市民の生活のセーフティーネットというところが、とても 足りてないのではないかと思うわけです。仕組みとしては基本 計画があって、その中で市営住宅の数を増やさないというのが あり、それでこうなっているというのは承知していますけれど も、ずっと繰り返して何千人も毎回落ちているというこの状況 から、市営住宅の初期投資をどんどん掛けるわけにはいかない から借上げ住宅で良いかと思うのですが、そういうものをもう ちょっと広げていく必要性を真剣に考えるべきじゃないかと 思うのですがどうでしょうか。

会

長 はい。今のご質問ですけれども、主に住宅政策審議会で議論 される内容かと思いますが、ご意見ごもっともでもあるとは思 いますので、お答えできますでしょうか。

会

長 小野課長。

小 野 課 長

はい。ありがとうございます。私の範囲でお答えさせていた だければと思います。

1点目、前回 607 の募集戸数に対して 4,500 位の応募者数がありました。後程、報告資料でも報告をさせていただきますけれども、来期、令和 5年 4 月募集分後から、常時募集というものを始めたいと考えております。その趣旨としては、まさに委員もおっしゃっていた倍率一覧を見ますと、非常に高い倍率になるような住宅もあれば、募集割れとなっている住宅もあるかと思います。1つは、募集割れの住宅をしっかり活用していくということがストックの活用という意味では大切です。一方で、どうしても市営住宅に入りたいという低所得者の方に対して何らかの措置をするということが、市役所としては大事であると考えています。その中で、募集割れとなった住宅ではありますけれども、来年 6 月、7 月頃に募集を開始させていただいて、空いている住宅であれば、1 回は抽選に通した住宅でありますので、どうしても入りたい方に対しては、受付窓口に先着

順で申し込みいただいて、収入要件とか審査させていただき、 ご提供できるように仕組みを考えておりますので、引き続き進 めていきたいと考えております。

もう1点、区毎に偏差があるというのは現実でありまして、 横浜市の市営住宅、瀬谷区、都筑区、港南区などいわゆる郊外 部に大規模住宅があるというのが1つということと、もう1つ はどうしても空いた所にしか入居できないので、空かない限り はどうしても少ないということがございます。私も今回、やっ て参りましたけれども、全体の中で鶴見区も少し少ないと感じ ていましたので、例えば住戸改善事業で元々確保していた住宅 も、今回1戸、2戸の範囲ではありますけれども、ご提供でき るようになるべく頑張ってきた状況もあります。よろしくお願 いいたします。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 分かりました。基本政策全体の問題であるかと思いますけれ ど、今まで努力していただいて、丁度その常時募集のことはと てもいい方法だと思いますので、そういったきめ細かい努力を していただく一方で、トータルの全体量に関しては横浜市全体 の政策の問題だと思いますが、引き上げていただくように要望 としてお願いしておきます。以上です。

会 長 はい。ありがとうございます。その他ご発言等ございますで しょうか。

会 長 ○○委員。

説明ありがとうございます。○○です。これまで私もこの倍  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 委 員 率の中で、市営住宅全体が不足しているということで借上げも 含めて増やしてほしいということは申し上げてきたわけです けれども、これからも審議会の方でも住政審の方でも頑張って いただきたいと思いますが、これまで様々な施策を取り組みの 変遷で前進があったと思います。今回も後から常時募集につい ても提案があるということですが、これまでパートナーシップ 宣誓制度の開始に伴って、そういう世帯向けの住宅の申込み資 格があるということで追加されました。審議の場で色々な意見 がなされる中で、前進してきたと思いますけれど、今回7ペー ジのところに多世帯居住の促進とか、子育て世帯を応援してい くということが書かれています。多世帯を4部屋以上の所など で1つの家族だけが入るのが大前提だと思いますけれども、倍

率などを見ると4部屋以上という所で倍率が低いところもありました。南台ハイツです。4部屋以上で0.8とかは低いと思いますが、子育て世帯でシングルマザー同士がパートナーシップは結んでいないけれども、そういう人達が沢山の部屋があるということでシェアハウス的に申し込むということで、例えば2つの世帯が市営住宅に入れてOKになるというか、そういう考え方の方向性があるのかどうか。そういう時に所得オーバーが2世帯あわせるとあるわけですけれども、それぞれの所得がそれに見合っていればいいとか、そういう考え方、1部屋で2世帯入れるというようなことが検討できるのかどうか伺いたいと思います。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 ありがとうございます。

1つ目の委員のおっしゃいました例えばシングルマザー同士の同居ということについて、今のところ本市においては、1つの何らかの結びつきのある家族、1家族において入居いただくというのが前提になっており、今のところできない仕組みになっております。そういう意味でパートナーシップ制度も元々は縁のないお二人が何らかの形でパートナーシップ宣誓をされて、1つの夫婦みなしといいますか、1つの家族として入っていただくということになっていますので、今のところシングル同士で別の方同士が同居ということは考えていません。何らかの形で仮になったとしまして、家賃の関係は住んでおられる方全ての収入の額を合算したうえで、様々な控除はありますけれども、その中で家賃を算定する仕組みになっておりますので結論としては、合算するという考え方になります。

会 長 ○○委員。

○ 委員 ご説明ありがとうございました。できれば少しずつ色んなことを考えていただくことで取り組みの前進があるので、本当にひとり親の家庭が増えていますし、そういう人達が住宅にも困窮しているので。できればそういうお互いが支え合いもできること、お部屋もいっぱいあるので、それ以上増えるとなるとご結婚されて出ていくとか色々あると思いますが、そういうこともこれから少しでも考えていただければありがたいと思っております。よろしくお願いします。以上です。

会長はい。ありがとうございます。よろしいですか。

では、足立部長。

ありがとうございます。今、○○委員がおっしゃるニーズを 足 77 部 長 はじめ、色々な住まいに対するニーズがあると思います。住宅 セーフティーネット法の中でも、色々な方を対象にきちんと住 まいの確保を進めていこうということで、横浜市でもこれから しっかりと進んで行きたいと思っています。そういった中で、 今のようなニーズ、お子さんが沢山いらっしゃる方、若年単身 者の方、様々なニーズの中でしっかりとどこにどんな方達に、 どうしても戸数が限られる中で、優先順位をつけて募集してい かなければいけないか、そこを見極めることをきちんとこれか らもやっていく必要があると考えていますので、皆様からいた だくご意見を参考にしっかりと考えて、引き続き募集をしてい きたいと思っております。以上です。

会 長 それでは、その他ご発言はございますか。 はい。○○委員。

○ 委員 2点ありますけれど、1点目として、参考資料で付けていただいている直近の住宅応募状況表の資料1の資料に倍率までは入れていただいているのですが、その先の辞退件数ほか、収入要件を満たしていないということで入れなかった方の人数というのを入れていただくということは可能なのでしょうか。それが入ることによって検証が容易になっていくかなと思います。それが1点です。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 ○○委員がおっしゃった辞退については、当選しても辞退する方が多々いるという現実がありまして、今まで十分に把握していなかったところもございました。先般から集計を始めたところであり、今後どのようにお伝えしていけるのかを考えなければいけませんけれども、逆に言えば今までないので、これから考えさせていただければと思っております。

それから2つ目のご質問の申し込んではみたけれども要件が無かった方については、念頭になかったので、集計が出来るかどうか受付窓口である住宅供給公社と相談しながら進めていきたいと考えています。

会 長 よろしいですか。

○ 委 員 はい。ありがとうございます。2点目は、確認みたいな質問ですけれども、以前市営住宅に入居していた方が3階以上に居

住していて、高齢化に伴って階段の昇り降りが出来なくなった時に、 $1 \cdot 2$ 階とか低層階に移動するという運用が実際なされているという話がありました。条例 6 条 7 項に基づく措置だと思いますが、そういうのは今も行われている、時々あるということでよろしいのでしょうか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 今3階に住まわれていて、足腰等の関係で1・2階を希望される方の申込みは、要件などを確認させていただきますけれどもやっております。

一方で、同じような方達が結構並んでいるという現実、待ち時間が長い現状がございます。そのため、場合によってはそれをやっていただきつつ、市営住宅に住んでいる場合は、原則として定期募集への申し込みは出来ないですけれども、ご事情を伺いながら申請をいただいて許可を出す、いわゆる居住者募集と呼んでおりますが、入居したまま今3階に住んだまま、どこか任意の1階・2階とか住宅に申し込んでいただけるような仕組みも並行して進めているところでございます。

会 長 〇〇委員。

長 その他ご発言はございますか。

○○委員。

○ 季 員 今一連でお話しいただいていた件で、私もこの審議会の委員を長くさせていただいている中で、割と住宅政策審議会で議論する内容も多いと思います。今一連で話をされていた市営住宅そのものの意味合いみたいなものを、この審議会だと限界があると思いますので、やはり住宅政策審議会の市営住宅のあり方の中で、例えば、場合によっては公営住宅法を少し国と審議していく案件とか、あるいはセーフティーネットだけでは無くてステップボード的な住宅の供給の考え方とか、そのあたりをぜひ議論できるようにしていただくのがよろしいのかなと思います。これはあくまで意見です。よろしくお願いいたします。

会 長 はい。ありがとうございます。住政審関係のご意見でした。 ありがとうございます。その他ご発言ございますでしょうか。 はい。○○委員。

関連ですけれども、福祉の点からいうとセーフティーネット  $\bigcirc$ 委 員 という話がありまして、ここ 30 年経済的に中々現役世代の所 得が上がっていかないという実情があります。貧困率を見てい くと高齢世帯の貧困率はそれほど相対的に上がっていないで すけれど、現役世代とりわけ30代・40代の相対的貧困率が上 がってきている日本において、諸外国に比べてですね。子育て 世代、比較的若い現役世代の困窮というものがここ数年という ふうに考えると、公的に供給されている住宅の意味合いという のは非常に支出を減らすという意味でも大きい役割があるの かなと思います。横浜市においては子育ての優遇倍率の住宅の 枠を設けていただいていると思いますので、増やすという議論 はここではできないと思いますが、その役割の意味合いの大き さということで、供給量も含めて検討いただきたいというふう に感じているところです。

会 長 はい。ありがとうございます。ご意見ということでよろしい でしょうか。ありがとうございます。その他ご発言ございます でしょうか。○○委員。

恐れ入ります。ちょっと付随的な話になって恐縮ですが、市  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 委 員 営住宅にお住いの皆様から時々いただくご意見として、空き住 戸と分かるお部屋がありますと、集合住宅の場合ですけれど、 それがいつまでも塞がらないでいるということを心配される お声を時々いただいたりするわけです。何か事情があるお部屋 なのかもしれませんねと言いながら、そこがずいぶん長いとい うご意見もいただきます。1つ1つのお部屋についてどこまで 情報提供するか、する必要があるのか無いのかということもあ るかと思いますが、同じ住宅、団地にお住いの皆様に、例えば これは住戸改修をするのでいつ頃募集する部屋ですよとか、何 か情報提供してもよろしいのではないかなと思いつつ、そうし たご意見を聞いているところなのですが、この点について何か お考えがありますでしょうか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 空き住戸の期間が長くなっていく傾向ですけれども、1つは 定期募集に今回かけるような場合に、確実に前日までに空いて いるところをピックアップするものですから、どうしても4月 募集して入居は10月になったりしますので、比較的最低でも 半年間空くということもあります。ゆえに、一部、かなり長期間空いている部屋が存在しております。理由は様々個別にありますけれど、一番念頭にありますのは、例えば、一番目立つのが、荒い使い方をされた上にそのままいわゆる孤独死があって、相続人の方に住戸の原状復帰をしていただくような費用をいただけない場合で、しかも高額の補修費が見積もられた場合には、どうしても後回しの修繕順位になることがあり、一旦そうなりますとずっとそこが続く傾向にあるのかなと考えております。

2番目ご質問いただきました情報提供については、これは少し考えていきたいと思っております。確かに住民の方々にとっては、近くとかお隣とかがいつまで経っても空いていて防犯上も良くないということがあるかもしれません、そういう心配があるかもしれませんし、ご心配もよく分かるような気がします。少しそういったことができるか考えていきたいと思います。

○ ○ 委 員

ありがとうございます。もう1点確認です。恐縮です。もう 1点は退去の時、入居されていた方が退去の時に果たさなけれ ばいけない責任というのでしょうか、入居の時にお約束をされ ている様々なことがあると思います。それから修繕をする箇所 について、入居者が負担しなければいけない部分のお約束も入 居の時に確認をしていただいている。そして、毎月月報という か住宅新聞、入居者の方にそういった情報提供のものがあった と思うのですけど広報誌が、それでも逐次確認はされていると 私も伺っているのですが。長く入居されているとその入居者が 負担しなければならない修繕箇所が多いのではないかと、民間 住宅の色々なルールと比較をして不満に思われているような 傾向もあるやに聞いております。その辺のルールの確認、これ を上手に逐次皆さんにしっかりしていただく必要があるので はないかなと。10年間お住まいになっていらっしゃると、その ルールについてお忘れになっていることは無いとは思うので すが、もう1回明確にルールを教えていただくというのと、同 時に公営住宅法で決まっている法律に基づいて行っている仕 分けだと思うのですが、それでいいのかどうか、それについて も国との議論とも併せながら、もう一回考えていくことも必要 かなと思うような気もしますので、細かい点ではありますが、

ご検討いただけたらと思っております。これにつきまして、何かございましたらお願いします。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 退去の時に、公社の職員になりますけど立会をして、決められた修繕区分に従って、利用者が負担すべきところを説明して、その場で納得いただいたうえで修繕の費用負担を提示するということになります。この説明がまず大事かなと、加えまして日頃からそういったことの周知報告等については速やかに行っていきたいと思います。

会 長 はい。よろしいですか。ありがとうございます。他にご発言 の方いらっしゃいますか。それでは他にご発言も無いようです ので、本諮問につては質疑を終了し採決を取ることにご異議ご ざいませんか。

全 委 員 異議なし

会 長 それでは採決をいたします。採決の方法は挙手といたしま す。本件については原案のとおり可決することに賛成の方挙手 を求めます。

全 委 員 (全員挙手。)

会 長 ありがとうございます。それでは令和4年 10 月横浜市営住 宅入居者募集の実施及び入居者選考基準については以上のと おり決定することといたしました。

> ただ今の決定に基づき、市長に答申をする必要がありますが、案文の調整は会長に一任いただきたいと思いますがご異議 ございませんか。

全 委 員 異議なし。

会 長 ではそのように取り扱わせていただきます。その他何かご発言はございませんでしょうか。他に質問が無いようですので本諮問については以上とさせていただきます。

続きまして次第5「報告」について事務局の説明を求めます。 小野課長。

小 野 課 長 それでは報告事項の説明をさせていただきます。今回は2点 ございますが2点を連続してご説明させていただきます。

17ページの資料2「市営住宅の一時提供について」をご覧ください。災害、コロナ禍等により住まいの確保が困難になった方、ウクライナ避難民の方等を対象にして市営住宅の一時提供

を行っています。まず1の「災害等により住居を失った方への 支援について」ですが、災害、DV被害、犯罪被害等により住 まいの確保が困難になった方を対象として市営住宅の一時提 供を行っており、現在入居中は18件となっております。次は2 の「東日本大震災被災者への支援について」ですが、福島県か らの要請に基づき市営住宅を応急仮設住宅として無償で一時 供与をしており、供与期間を令和5年3月31日となっていま す。今後の福島県からの要請に基づき、期間の延長の手続きを 行います。現在入居中は2件です。

次は3の「コロナ禍により住居を失った方への支援について」ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、 解雇等をされ住まいの確保が困難となった方を対象として、市 営住宅の一時提供を行っています。

受付期間は、令和4年9月30日まで、提供期間は最長12か 月としています。現在入居中は18件です。

最後は4の「ウクライナからの避難民への支援について」ですが、ウクライナ避難民の方に生活していただくため、市営住宅の一時提供を、4月以降行っています。現在入居中は11件です。

報告事項1点目の説明は、以上です。

続きまして、資料3「共益費の徴収方法等の見直しについて」 をご覧ください。

まずは、1の「目的」ですが、住民の高齢化が進む市営住宅では、管理運営委員会が行う共益費の徴収や共用部分の管理が大きな負担になっています。そこで、個々の管理運営委員会の希望に応じて、市や指定管理者が代行できるよう、令和5年度の次期指定管理者の選定に向けて、準備を進めています。

次は2の「内容」ですが、直接建設型市営住宅のうち、希望 がある住宅においては、市が共益費を徴収し、徴収した共益費 を用いて、指定管理者が共用部分を管理する制度を導入しま す。

次は3の「スケジュール予定」ですが、現在8月まで、各住 宅の管理運営委員会あてに、この制度の導入意向のアンケート を行っています。

12 月には、市営住宅条例改正を上程し、翌 5 月から 12 月に かけ、次期 6 年度から 10 年度の指定管理者の選定を、行いま す。

6年1月には各住宅あてに制度を案内し、4月から随時、各 住宅から相談を受け、申込みを受け付けて参ります。

その後の流れとしては、市が徴収する共益費の金額を各住宅 あて通知し、市と管理運営委員会との間での正式契約を行うこ ととなります。

最後に4の「その他」ですが、上記とは別に、常時募集の実施について検討を進めています。

具体的には、令和5年4月定期募集から「募集割れ」となった住宅における空き住戸を「先着順募集住戸」とし、応募者の 入居資格を審査のうえ、入居を決定することを検討していきます。

報告事項2点目の説明は以上でございます。

以上報告事項2点につきまして、よろしくお願いいたします。

長 はい。ご説明ありがとうございます。説明が終わりましたの で質疑に入ります。報告について発言がありましたらお願いし ます。○○委員。

○ 委員 説明ありがとうございます。何点かございますので、よろしくお願いいたします。

最初に、一時提供についてお伺いしたいと思います。3番のコロナ禍により住居を失った方への支援のところで、これまで自らが什器の準備、カーテンなどの備品について、自分で準備しなければいけなかったのが、前回の時からカーテン等の備品についても、火災等による一時提供と同様に備え付けて提供することとしましたとありました。今回、言葉はどこにもないのでここに書かれている1も2も3も4も、2はちょっと分かりませんけれど、緊急的変化によって入居されることになった方は、この間変わったようにカーテンなどの備品は備えてあって入居できるのかどうか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

会 長 小野課長。

会

小 野 課 長 ありがとうございます。去年まで、災害により住居を失った 方への住戸、こちらにはコンロなどの備品などもありました。 もう1つ、コロナ禍に住宅を失った方への住戸、こちらは備品 がありませんでした。この春より、その区分けを無くしたとこ ろでございます。

といいますのは、そういった什器を持っている方もいるというのが前提にありますし、一方で全然ない方もいらっしゃると思います。空いている全体の112戸の中から、ある所とない所とありますので、什器がない方はある所を選んでいただければ、コロナ禍により住宅を失った方に対しても入居いただけるようになっております。

会 長 〇〇委員。

○ 委員 今、選んでくださいということですけれども、選んだところ 以外に、ここに住みたいということについて、備わってない場合には、準備はされるかどうかいかがですか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 おっしゃる通り、あった方がよいと考えておりますが、順番 に徐々に、予算措置の観点から、進めていくことを念頭に置い ております。

会 長 ○○委員。

○ 委員 準備されて、これまでのところ30件、今入居中は18件ということなので、それは選ばれて色々なものを準備されたところに入られたと思います。ここでの審議でも、ネットカフェでなんとか暮らしていたけれど職を失って来られた方とか、仕事とともに寮に住んでいたのがお仕事もなくなって色々なものをお持ちでなくお金もない方に対して、大事な横浜市の市営住宅の一時提供という制度だと思うので、安心して入居できるように、準備はして対応いただきたいと思います。要望としてしっかり対応をお願いしたいと思います。

引き続き、共益費について、徴収方法の見直しということで、 目的は本当によくわかります。皆さんお困りだったり、色々な もめ事も起きていたりしていると思いますので、お困りのとこ ろで、大きな負担になっているところに応じて、今度の見直し をされるということですけれども、そのことによって、新たな 負担が居住者の方に発生することはないと考えるのですが、そ の点はいかがでしょうか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 共益費を今、今後希望をする住宅においては、家賃と一緒に 口座振替等で徴収できるようなことを考えています。団地の皆 さんの総会の決議によると思いますが、どういったところを共 用部分の管理として求めているのかによって、その人件費部分 の高い低いは変わってくるというふうに思っております。

そういう意味で、例えば念頭にありますのは、徴収をして電気代は電力会社に支払う、加えて今まで自分たちでやってくださっている草刈だとか電球の交換だとか、そういったことも含めて、指定管理者が代行するという場合には、その部分についての人件費相当分が、世帯割で増えてくると想定しております。

会 長 〇〇委員。

 $\bigcirc$ 今おっしゃったように、管理組合なりで、その電気代の支払  $\bigcirc$ 委 員 いをされていたことが、指定管理者が手を動かすとか、そうい う行為をすることによって発生する費用があると。その分は共 益費が上がってくるということですけれども、住宅によっては 実質的に、すでに金融機関にそういうところを委託して進めら れているところがあるのも聞いております。そこは大変な共益 費の上昇っていうか、プラス分がすごいなと。手数料というの で、すごく上がっているというふうに考えるのですけれども。 そうすると今おっしゃった必要な手続きに関わる費用につい ては、改めて、共益費は実際このくらいかかるっていうことを きちんと定めを横浜市がするのか、できれば指定管理料の中に そういうことは必要だと書いてもらって、指定管理料の中に手 数料も含めてお渡しするということがあって然るべきじゃな いかと思います。今までは、自主的に管理運営委員の方がされ てきたわけですけれども、その点についていかがでしょうか。

会 長 小野課長。

小野 課 長 はい。お答えします。1つは、最低限の人件費相当のご負担をいただくということが前提になってくるというふうに考えております。ただ、闇雲に上がる部分を押し付けるということではなくて、まずは、代行してもらうことの希望があるかどうかお話を聞きながら、どういったことまでやった場合に金額がどれくらいあがるのかということを、指定管理者経由で市役所と団地の皆さんと話をして、そのうえで金額の上昇分に納得いただいた範囲の中で、ご同意いただいて、管理運営委員会の総会にも諮っていただいたうえで、ご了解いただいた場合に、正式契約というふうに進めていくことを考えております。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 今おっしゃったことだと、人件費がそんなに変わるわけではないので、1つの管理運営委員会の戸数の違い、1つの団地が管理運営している単位が多数の戸数が入っているところと少ないところだと負担の差が出てくるし、指定管理者がうちはこの価格でとした場合、同じ公営住宅にお住まいなのに、非常に違いが大きくなってくるのではないかなと思います。

そのため、私の意見としては、それは指定管理料の中に手数料として含めてお支払いして、管理運営をしていただくという。それだけではなく、入居者にとって改めて負担が関わるということがいかがなものかと考えますので、ここでは何もそういうふうに書いてなく、希望をお持ちでというふうしか書いてないので。それには新たな負担が伴いますよ、ということはもちろん、代行の希望を聞いて、それについては誰かが負担しております、と説明をされて、そのことで皆さん納得されればということだと思います。管理されている戸数によってその違いが出てくると、それはどうなのかなっていうふうに思うのですが、きちんと平等になるように考えられているとか、そもそも私は加えた方が良いと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 団地の大きさによって、そもそもかかる固定費が一律ということがありますので、具体的には大きい団地の方が、世帯がたくさん分かれてきますので上昇分が少なくなるということはあるかと思います。そこの部分については、現在、すでに住民の皆様1世帯1世帯で集めてくださっている共益費そのものも同じことが言えるのではないかなと考えております。どうしても避けられない部分がありますけれども、そこの部分も含めてご納得いただけるような形で正式契約に進めていければと考えております。

会 長 〇〇委員。

○ 委員 ちょっと繰り返しになってしまうところもありますけれども、例えば生活保護を利用されているご家庭だったりしますと、住居費として扶助されるものが共益費以外のところだと思うんです。共益費のところが高くなると生活費に影響が及んでくることになると思うんです。重ねてですけれど、指定管理料

に含めて、そこの部分の手数料を入れていくべきじゃないかと 意見として申し上げておきます。以上です。

もう1つ。4の「その他」なんですけど、募集割れの所を先着順、募集住戸としますということで、応募者の入居資格審査で入居を決定することというところ、募集割れになった後に改めての募集は行われるというふうに考えていいのかどうか教えてください。

会 長 小野課長。

小野 課 長 ありがとうございます。例えば来年の4月募集になりますと、4月の中旬位には募集戸数の一覧をご案内することになります。抽選日は6月の下旬頃になると思います。そうしますと7月の中旬位には募集割れ住宅となったものが確定するということを考えております。その上で、ホームページ等で7月の下旬頃にはなると思いますけど、一斉にこの住宅について先着順募集を行うことを周知していきたいというふうに考えております。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 ありがとうございます。改めての募集ということで、これまでの募集割れになるところは、駅から遠いとか、山の上とか非常に条件が悪いので、そういう所は若い方が入るとか自転車とかで行けるので、ぜひそこは幅広く、単身の高齢者からまずみたいな当然住宅に困窮する方ということがありますけれど、そこはやはり順番が無い、先着順というふうに書いてあるので、単身か世帯かということだけで、年齢とかは関係ないと思います。一人暮らしの若い人もここに入れていく、若年世代は考えているのかいないのかお願いします。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 今後の課題になるかとは思っております。現在、常時募集の 仕組みを導入するにあたって、その住戸に入る条件は変えない 予定でございます。例えば、特定目的住宅であれば高齢者であ るとか車椅子であるとかという要件が、その住戸にフィックス されていますので、その部分を緩和するということは考えてお りません。もう少し広い範囲でいいますと、単身の方を募集割 れとなったからといって 60 ㎡以上の部屋に入居させていただ く案内も考えていませんので、あくまで住戸についた属性とい うものが定期募集の時と同じということを現在、考えていま す。

会 長 ○○委員。

○ 委員 分かりました。よろしくお願いしたいと思います。了解です。ありがとうございます。以上です。

会 長 その他発言はございませんでしょうか。○○委員。

○ 委 員 いくつか伺いたいと思いますが、最初に市営住宅の一時提供 についてです。4種類の一時提供について、ご説明がありました。

ざっと計算すると今入居中の戸数が 49 件になると思いますけれども、4種類、区分も一緒にしているものもあるかと思います。基本的には、ある程度の枠というのを用意してあって、こういった対象の方が出てきた時に入っていただくと、こういう形かなと思うので、一応現状まず一時提供用の枠といいますか、それが何戸用意されていて、49 戸という計算があっているか、そのあたりお聞きしたいです。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 全体では112戸です。団地のこの部屋ということで決めさせていただいておりまして、入居を希望された方については個別の団地をご案内し、さらに希望があれば内見をしていただくということでございます。

会 長 〇〇委員。

 $\bigcirc$  $\bigcirc$ 委 員 ありがとうございます。ありましたね。112 戸が一時提供の 枠として取ってある状態で、現状 49 ということですけれども 大体傾向として前回もちょっと聞いたことがありますが、傾向 として大体この半分位なのかなと、もしくは災害用とかがあれ ば大きくなるのでしょうけれども、考え方としてある程度緊急 対応とか柔軟に対応すべき性格のものだとすると、市営住宅と いう横浜市が常に持っているストックのところから、その枠 112 とかを用意し続けるのがいいのか。それとも、そういう必 要が生じたときに民間に沢山空いている部屋があるわけです よね。むしろ空き部屋が沢山生じて民間の大家さんは困ってい るということもあるわけだから、民間の住宅をそれこそセーフ ティーネットで緊急に提供すべき市民の方がいたならば、横浜 市が空いている民間の住居をそのために借りて入っていただ く、その方が緊急対応の一時利用みたいなものは合理的な気も

するんです。先程の話で、ある意味横浜市の日常的に住居に困っているという方が、十分入れるというならば別ですけど、そうじゃなくて日常的に困っていて何度も何度も応募しているのに当選外れているという方が何千人といる中で、100 の内埋まっているのが 50 弱だから 50 戸位はずっと空いているんです。そこのストックをそのために取っておくのとずっと空いたままになっちゃうわけですから、緊急、柔軟の必要に応じて取っておくということが相応しいのか。それとも必要な方には即時対応すべきことは確かだと思いますが、それは逆に言うと必要に応じてある意味横浜市みたいな公的な所が借りたいといえば貸してくれる、事前に契約とかあってもいいと思うんですけど、むしろ民間の住宅を活用することの方が合理的ではないかと思うのですが、一時提供の枠を常に押さえておかなければならないというのがどういう考え方なのか伺いたいです。

会 長 小野課長。

小 野 課 長

112 戸という戸数は最近増えた状況にございまして、元々は 10 戸程度しか、平成、令和が始まった頃はありませんでした。 その後、台風があったりとかする中で現在増えている状況にございます。112 戸もおっしゃる通りずっと空いたままですと一般の方の枠を減らすことになりますので、今後利用状況を見ながら減らしていくことも必要なんじゃないかと考えております。このあたりも、いっぱい空いている状態にありましたが、ウクライナ避難民の方が入られるということが急遽ありましたので、引き続き昨年度と同じ 112 戸を現在のところは維持しているような状況でございますので、今後の一時提供の利用状況を見ながら 112 戸のボリュームの善し悪しは考えていきたいと思います。

あと一方で、火事などで焼け出された方についてはまさにすぐ入らなければいけませんので、実際私たちの方も事務的には最短で当日に鍵を渡していることがあります。そういう意味では、今のところ、直接建設型の、実際にはセレクトしている所が大規模団地の中の5,000世帯とかある中の1部屋ずつセレクトしておりますので、そういう意味でも逆に言えば小さい所でそういった所を作るのは好ましくなくて、大規模な所からセレクトしていくことを、引き続きやっていきたいと考えております。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 ぜひそこのところは多分柔軟に112をコントロールすると思いますけれど、その結果必要な人が入れなくなるということがあるといけないと思いますし、先程申し上げたような、確かに火事であればすぐに入らなければとなるでしょうけれど。民間の元々別の制度でセーフティーネット住宅の制度がありますが、中々それがうまく機能していない中で、もっとストレートに必要な人に横浜市が間に入って民間の住宅を提供してあげる、費用負担してあげるという別の形のあり方なんかも検討いただきたいなと思います。意見です。

それから先程ありました共益費の話ですけど、やはりこれ 色々よく拝見しますと、12月には市営住宅条例改正して議案が 出てくるようなスケジュールですので、議会で今後議論してい くことだと思うのですけれど、ストレートに言って共用部分の 管理は、お金の負担はどうしても増えるというのが今の考え方 だということになるのですかね。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 共用部分の管理につきましては、現在のところ住民の皆さん のご協力の下でやっていただいていますので、そういう意味で は費用が掛かっていないということになります。それを代行す るという形になるので費用は、多少は増えるというふうになり ます。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 大体どれ位という想定なのでしょうか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 まだ前例がないので全く未定ではありますけれど、指定管理者からのヒアリングの中では1世帯当たり 2,000 円ないし 3,000 円位は増えるんじゃないかと言われておりますが、これから試算していきたいと考えております。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 1世帯当たり 2,000 円から 3,000 円が毎月ですよね。月当たり 1世帯 2,000 円、毎月 3,000 円。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 失礼いたしました。不足いたしました。内容によって 2,000 円、3,000 円も変わってくることもちろんありまして、単純に 集めて電気代だけ払っておいてほしい、その徴収をするということに対しては、口座振替では滞納の方が発生するということは起こりませんから、そういったところだけをカバーしてほしいという団地の方であれば、集めたお金を電気代にだけ払えばいいだけですので上がり幅はあまりないんじゃないかと思っています。

一方で、草刈りもやってほしい、何か配管清掃もやってほしい、それが積み重なると、そういった金額がどんどん積みあがってくると考えていますので、そこは市役所と指定管理者と団地の方々と話し合いをしていけたらと思っています。

会 長 ○○委員。

 $\bigcirc$  $\bigcirc$ 委 員 月ですよね。もちろん委託するサービスが小さければそうは ならないけれども、草刈りなんかが入ってくると、ひと月当た り1世帯で2,000円から3,000円、かなり大きい負担だと思い ます。市営住宅に入られている方は元々収入要件もあって中々 余裕がない中で、年金でカツカツでという方もいらっしゃって という中で、当然管理委員会宛にアンケートされているから、 「じゃあいいですよ。うちは全部やりますよ。」という所は対象 にならないということでしょうけれど、委員会の方達は「じゃ あお願いしようか。」となったとしても、私は自分の家の所の近 くの草刈りはやるから「それは結構です。」ということは出来な いわけですよね。その団地の会議でもって決定してしまった ら、強制徴収というか家賃と同じような形になるということで すよね。これは中々大変なことだと思います。本当に合意が取 れるのか、皆の意思なのか、それ無しにやっぱり役員の方達は 決めちゃったけれど、急にそれで上がっちゃったってなった時 にやっぱりそれが払えないとなると、未納が増える、すると払 っている人の負担が増える、中々大変なことになる。ぜひそこ のところはよくよく考えていただいて、指定管理の方の意向と いうか、指定管理側のヒアリングをされたという話ですけれど も、住居、住んでいる方々の意向というか考えなどを丁寧に拾 っていただいて、色々あり方を考えていただきたいと思いま す。何かありますか。

会 長 はい。ありがとうございます。小野課長。

小 野 課 長 住民の方々全体でのもちろん契約行為になりますので、いわ ゆる役員会長とか三役とかそういう方達だけで決めてもらう

ことは全く想定していないです。

一方で団体の総意の決め方として少なくとも多数決になる と思いますので、その部分で少数の方の意見をしっかりと反映 してもらえるような投げかけは、市役所と打合せをする中で管 理運営委員会の方、役員の方を中心に進めていただけるように お願いしたいと思います。

## 会 長 ○○委員。

○ 委員 そこはぜひ、やはり指定管理は企業であったりするわけだから、そこにあんまり利潤を追求されても困るわけですから、そこのところを、市営住宅に入っている方ばかりに手厚くというわけにもいかないでしょうけれども、高齢化する中でちゃんとした住居の環境を整えるという意味では横浜市が少し補助をしてあげるというか、そういうことは出来ないのかとか、そういうところをぜひご検討いただきたいと思います。意見です。

あと、常時募集のことで先程、募集時点の募集割れの分が先 着順に改めて常時募集にかかるという話でしたけれども、辞退 される分とかは間に合わないのでしょうか。辞退分はそこには 入ってこないということでしょうか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 現時点では、途中で辞退されて空きとなった所について、常 時募集に回すことは考えていないです。

会 長 〇〇委員。

○ 委員 それはある意味募集時点で切って、出来るだけ迅速に手続きしていただいた方がいいと思いますので、また先着順ということはそこの情報格差じゃないですけど、知らなかったということで手を挙げられなかったということだと、非常に不公平を生んでしまいますので、そこのところの周知といいますか、募集した時点で常時募集がありますので、手を挙げれば可能性がありますよということを、ぜひ応募される方皆さんが知っていただけるような形を、公平性を期していただきたいと思います。

○ 委 員 共益費の徴収方法見直しに関連して、これ私共非常に声を沢 山いただいていて、大変だという声があったことから、ぜひ検 討してもらいたいという声を上げたという経緯がありますけ れど、先程からご意見が出ている通り、現在入居している住民 の方々が今回色々議論をして意思決定をされるということになりますので、住宅の規模ですとか構成員の年齢層だとか人間関係だとか、住宅によって状況が色々と違うと思います。その意思決定が円滑にできるような所は、課題が無いのかもしれませんけれども、意思決定が十分に上手く出来るのか、今回アンケートを取っていただいていますけどアンケート内容、紙面を拝見すると少し表現が難しいかなという感じも受けておりまして、何を言っているのかなと思う人はいないかしらと思ってしまったりもしました。十分にこちらが伝えたいと思っていることが伝わっているかどうか、確認を1件1件していただきたいというのが1つです。

それから、今入居されている住民の皆様が意思決定をすると、今後しばらくの間契約は1年なのか3年なのか分からないけれど、少なくとも契約期間はその状況が続くわけで、そうすると新たに募集する、応募する人にもその負担がいきますから、そこのところの今後に対する影響みたいなことも、現在の入居者の方には早くお伝えしていただく必要があるのかなという心配がございます。

それから、そもそも論ですが、この共益費は住宅によって価格が違うということなのでしょうか。共益費を住人が集めなければいけないという根拠、共益費で行わなければいけない作業内容というのは今後も永続的にそうあるべきなのか。先程委員から指定管理料の中に入れてもいいのではないかというお考えもありましたけれど、そういう考え方はないのか。管理の区分について、低廉な価格、負担増であれば一定程度認められるかもしれませんけれど、それでカバーできる範囲というのが住民の満足いく範囲なのかどうか。それらを含めて、満足いかない場合は、結局住民がやっぱり手を出さなければいけなかったり、例えば植木の管理、植栽その辺も住宅ごとの歴史によって色々あるだろうと想像しますけれど、事細かに色々な状況があると思うので、相当慎重によく見て、制度説明あるいは決めていかなければいけないかなと思っております。3点ありますがどうでしょうか、お考えを聞かせて下さい。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 住民の方々、管理運営委員会の方達とのコミュニケーション や様々な確認事項はしっかりしつつ、新たに入る方にも起こり うる負担についての説明は確実に行っていくことは考えております。住民の方が集める根拠ということについて、そもそも団地自治、住民自治という観点がありますけれど、お話をしていただいて一番良いと考える方法で進めていただくことが良いかと考えております。

ただ一方で、何らかの形でまさに管理運営委員会という組織を住民の皆さんの中で作っていただいて組織的にやっていただくということがあり、それに対して市役所の方でも支援を進めているという仕組みで行っているところです。具体的には、管理運営謝金をご提供したりするということでございます。最後のどういったことについてということは列挙させていただいておりますけれど、私達の方で色々な基準を定めさせていただいて、低木の管理だとか共用部分の掃除だとかそういうことはお願いしている次第です。

○ 委員会長いいですか。

会 長 どうぞ。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 公営住宅法の中ではなくて横浜市営住宅条例の中に、27条の 所、お手元のピンクのファイルにございます、市営住宅条例 27 条を見ていただければと思っております。15ページでございま す。

「次に掲げる費用は入居者の負担とする」ということで、「1号 畳の表替え」、「2号給水栓」などが列挙されている所でございますが、こういったものを皆さんの中で維持をしていただくということが定めさせていただいているということになります。

会 長 足立部長。

足 立 部 長 補足しますと、市営住宅条例の 16 ページの一番上になりますが、電気やガスや水道、下水道の使用料、また(5)になりますけど共同施設、エレベーター、給水施設の使用、維持及び運営に要する費用、こうしたところを根拠に使用者、住民の方達で組織される管理運営委員会でこうしたところを采配していただくことにしております。

会 長はい。○○委員。

○ 委員 エレベーターの電気代ということになると思うんですけど、あるいはメンテ費用、その辺もうちょっと細則の内容をもう1 回検討する必要があるかなと思います。高層の集合住宅であれば当然にエレベーターの電気代が必要だと、民間のマンションでも、共用部分の共益費ということで当然取るわけですけれども、公営住宅においては条例で定めてあるとか法律でこうゆうふうにしなさいよという仕分けがありますか。こういうところは民間住宅並みに別建てにして入居者から家賃とは別に取るということが法律で定められていましたか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 基準については、法には無かったと記憶しているのですが、 国の方からスタンダードを示されておりまして、それに基づい て市役所の方で基準を定められているというふうに聞いてお ります。確認させていただきます。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 今後、市議会で資料提供をお願いしていいのかどうかあれですけれど、またぜひ一覧で住宅規模とか、戸数、階数、築年数等と共に共益費の範囲と金額、これ一度やっぱり議論する必要があるんじゃないかと思いますので、資料提供をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

会 長 ○○委員から資料提供のご要望がありましたけれども当局 としてはいかがでしょうか。小野課長。

小 野 課 長 ○○委員がおっしゃっていたのは確認ですけれども、共益費というものが1つは、定義でこういうものであって、そういう意味で自治体と住民の方がどういう様な区分けになっているのかの現状を、どういうものになっているのかという一般的なものとしての資料、でよろしいですか。

会 長 〇〇委員。

○ 委 員 まずは、根拠として何に基づいて民間の賃料などと同様に共用部分のコストを家賃と別建てで住民から徴収するのかっていうことと、その規模によって、住宅の状況によって共益費が違うと思いますので、内訳が何で、いくら掛かっているかという、その住宅毎に事例として全ての住宅毎は無理だと思いますけれど、大規模団地だとか築年数が浅いとか古いとか、そういう一定の区分けの中で提供していただくというのは出来ますか。

会 整理すると、大規模と小規模でどの程度違いがあるかという のを資料で示せるか、これによってこの程度になりうるという 想定が出来るという意味合いだと思いますが。小野課長。

小 野 課 長 かしこまりました。根拠を探して述べさせていただいたうえで、今まさに共益費のことをやっておりますので、アンケートを各団地の皆様から頂戴している状況でございます。もちろん全部網羅しているわけでは無いのですけれども、その中で大規模、小規模というのを例示として示させていただければと思っております。

会 長 ○○委員よろしいですか。

会 長 それでは当会よりその2点、整理をして資料提供を各委員に 示していただきますように改めてお願いを申し上げたいと思 います。その他ご発言はございますでしょうか。

○○委員。

○ 委員申し訳ありません。ちょっと色々議論の中で伺いたいことと、それから要望とあります。

1つはスケジュール予定を見ますと、今の6月から8月に各住宅の管理運営委員会宛てにアンケートしていくというふうに示されています。管理運営委員会の方にアンケートをされているということで、これ要望なのですけれども、どういうアンケートなのかいただきたいと思います。よろしくお願いしたいです。

会 長 当局として用意できますか。小野課長。

小 野 課 長 ありがとうございます。実際にどのような内容でアンケート しているのかということでよろしければ提供したいと思いま す。

会 長 〇〇委員。

○ 委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。それから8月まででアンケートを取り、それを取りまとめられると思うのですけど、先程他の委員からも、もう12月には議会に条例改正が上程されるということは、管理運営委員会の入っていない住民意見を聞く間が無いのではないかなと思うのですが、これに対する考え方を伺いたいのですけれど。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 12月に条例改正を上程させていただく内容ですけれども、1 つは単純に市役所が集める規定が無いので、そこを触れさせていただく、できる規定を設けるということを考えており、お諮りする予定でおります。以降、住民の方々の話を聴く機会をそのあと実際に令和6年になるまでの期間の中で、もしくは令和6年以降になりますけれども聞く機会を設けていくということを考えております。

会 長 〇〇委員。

その他のところで、○○委員の方から先着順募集住戸のところで、公平性を考えてほしいということだったのですけれど、今この公平性をどう担保しようというふうに考えておられるのか、案がありましたらこれは公平だよというように、先着順の公平性という中々難しいところだと思うのですが、どの様にして担保されようとしているのか伺います。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 公平性の担保ということが具体的には知っている人と知らない人との間で、不公平を防ぐべきだということを考えておりますので、これから考える周知の方法などをしっかり考えていきたいと思っております。

会 長 〇〇委員。

○ 委員 難しそうだなと思っていますが、住戸によって決められている要件は変えられないということだったんですけど、よろしくお願いしますとしか言えないです。終わります。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。その他ご発言を、○○委員どうぞ。

○ 委員 2点確認したいことがあって、1点目共益費の徴収方法についてなんですけども、先程小野課長の方から条例の改正としては市が共益費を徴収することができる規定を設ける、そうすると共益費の徴収だけ市の方でやるけれども、指定管理者の選定はしないという方法もある、ありうるということなのですか。

会 長 足立部長。

足 立 部 長 まだ条例の内容につきましては、改めて検討している所でご ざいます。少なくとも横浜市が徴収できることと、そのお金を 使って指定管理者への管理を依頼すること、そういったスキームをどのような表現で条例改正していくかを現在検討しておりますので、そこは整理され次第、上程させていたただきます。

会 長 〇〇委員。

○ 委 員 そうしますと、今自治体の管理運営委員会が行っている共益 費の徴収だけ市の方にお願いするみたいな、それだけしか選択 肢が無いということですか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 その方法は考えておりません。

会 長 〇〇委員。

○ 委 員 そうしたらもう1点、条例改正の確認ですけど、先着順募集 住戸の応募者というのは、4月の定期募集に応募した人だけに は限らなくてどなたでもいいのですか。

会 長 小野課長。

小 野 課 長 現在考えておりますのは、4月募集に応募しているかを要件 としないというふうに考えております。

会 長 〇〇委員。

会 長 よろしいですか。その他この報告事項について、ご発言は無 いですか。大丈夫ですか。

では、続きまして次第「その他」の項目に移ります。次第「その他」について何かございましたらご発言をお願いします。

他にご発言も無いようですので、次第6「その他」につきま しては以上とさせていただきます。

それでは以上を持ちまして本日の審議会を閉会させていただきますが、資料の提供のご要望がございますので、当局よくそのあたりぜひともしっかりとよろしくお願い申し上げます。 以上で閉会します。ありがとうございました。